

令和7年5月7日

川辺町議会議長
櫻井芳男様

請願者 岐阜市端詰町22
岐阜県弁護士会会長 小森正悟

紹介議員 岐阜県加茂郡川辺町石神914番地
川辺町議会議員 平岡正男

「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願



(趣旨)

再審法改正を求める意見書を国に提出してください。

(理由)

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。

このようなえん罪被害を救済するための制度が「再審」であり、その手続きを定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判所によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を検察官に開示させることを定めた規定ではなく、裁判所の関与のあり方についても広範な裁量にゆだねられています。そのため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、再審公判の開始が遅れるためにえん罪被害の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。2021年（令和3年）の司法統計（最高裁判所事務総局刑事局「令和3年における刑事事件の概況（上）」法曹時報第75巻第2号182頁）によれば、再審請求事件で裁判所による決定がなされた253人のうち、再審開始決定がなされたのは僅か1人

(0.4%)のみです。したがって、再審請求手続において再審開始決定がなされる確率が極めて低いという実情をも踏まえて考慮すれば、再審開始決定、つまり、裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、それは裁判所が慎重審理を重ねた結果、相当程度有罪判決の正当性に疑いが生じていると判断したことになります。そうである以上、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

そこで、日本弁護士連合会は、2019年(令和元年)10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。岐阜県弁護士会も、2023年(令和5年)5月24日の定期総会において、「えん罪被害者の救済のために、速やかに再審に関する法整備を行うことを求める決議」を全会一致で行い、再審法改正の実現を訴えました。

現行再審法の不備が是正されないままであるために、えん罪被害の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。請求人(元被告人)の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、再審請求手続の結果を見ることがないまま亡くなった方もいます。また大崎事件(97歳)や袴田事件(88歳で再審無罪が確定)のように、相当の高齢となっている方もいます。えん罪被害を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

したがって、えん罪被害救済の最後の砦である再審法は速やかに改正されるべきだと考え、再審法の改正を求める意見書を国に提出していただきたく、お願いいたします。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。